

津久見市長 石川 正史 様

新庁舎建設に係る今後の取り組み
についての要望書

津 久 見 市 議 会

新庁舎建設に係る今後の取り組みについての要望書

現在の市役所庁舎は、本庁舎及び別館が最も古く建築後 65 年、新館についても建築後 47 年が経過しており、いずれも老朽化が著しく、毎年修繕を必要とする状況となっている。さらに平成 8 年に実施した耐震診断の結果では大きな問題があることが指摘されている。

このような状況を受け、本市では平成 28 年 6 月に庁内検討委員会、同年 11 月に専門家検討委員会、平成 29 年 2 月に市民委員会を発足し、十分に協議検討を重ね平成 29 年 8 月に津久見市新庁舎建設基本構想、令和 3 年 1 月に津久見市新庁舎建設基本計画を策定した。その後、基本設計、実施設計を経て、本年 6 月に新庁舎建設工事の入札を実施した。しかしながら、全国的な物価高騰に加え、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 5 類となった影響で、建設・建築業の需要が増加傾向となったことなどにより入札不調に終わった。その後、設計変更を行い、補正予算の議案が提出されたが、今なお継続審査となっている。

また新庁舎建設における財源については、有利な地方債である緊急防災・減災事業債の活用、国庫補助の都市構造集中再編支援事業など本市の負担軽減に努めてきた。しかしながら緊急防災・減災事業債の適用の期限は、現行では令和 8 年 3 月末の工事完成となっていることもあり、時間的制約がある。

新庁舎建設については、本市の将来のまちづくりにおいて、重要かつ喫緊の課題であることを鑑み、以下の 2 点について要望する。

記

1. 新庁舎建設においては、現庁舎の老朽化が著しく、耐震性に問題があること、及び現計画の財源（緊急防災・減災事業債）の時間的制約があることなどから早急に今後の方針を決定すること。
2. 1 の方針を決定するにあたり住民投票を実施する場合には、公約（第二中学校の活用）についての事業の概要、事業費、財源などを明らかにし、現計画と合わせて市民が十分理解できる説明を行ったうえで実施すること。

令和 5 年 12 月 26 日

津久見市議会議長 黒木 章三